

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン建屋床ドレンサンプピットの点検において、内面ライニングに一部ひび割れ箇所が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
2	2号機	蒸気式空気抽出器第2段蒸気入口弁閉側表示灯（緑ランプ）のソケットが、電球交換の際に脱落したため、当該ソケットを修理	GⅢ	
3	2号機	タービン建屋1階給水加熱器エリアの作業用電源の漏電しゃ断器に故障（操作不可）が認められたため、当該漏電しゃ断器を点検・修理	GⅢ	
4	3号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（B）用ろ過材保持ポンプの点検において、メカニカルシール部より水のリーク（2秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
5	3号機	主復水器細管洗浄装置を「全自動」運転モードでの通水運転した際、ボール循環ポンプ入口弁（全数：6台）に動作不良（自動開不可）が認められたため、調査後対応検討	GⅢ	
6	4号機	主復水器細管洗浄装置（A系）循環ポンプの潤滑油補給口に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
7	4号機	高圧復水ポンプ（B）カップリング側潤滑油面計の下部フランジ締付けボルト部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	4号機	高圧復水ポンプ（B）潤滑油配管の安全弁に油のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
9	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）油タンク上蓋より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
10	5号機	廃棄物処理系シール水ポンプ（B）にメカニカルシール部より水のリーク（20秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
11	その他	放射線管理区域内で協力企業作業員が使用していた警報付き個人線量計に電池切れによるものと推定される動作不良が認められたため、当該線量計を回収及び被ばく線量を評価（被ばく線量無しを確認）	GⅢ	